

神奈川県労働局発表
平成28年10月31日
(担当)

職業安定部 職業対策課
課長 新津 節治
課長補佐 有坂 孝祐
高齢担当官 町田 謙治
(電話) 045-650-2817

報道関係者各位

平成28年「高年齢者の雇用状況」集計結果

～「65歳定年」は15.7%(0.2ポイント増)、「定年制の廃止」は2.7%(0.1ポイント増)～

～法定義務を超える「66歳以上定年」は1.0%(対前年差変動なし)、
「66歳以上希望者全員の継続雇用制度」は4.2%(対前年差変動なし)～
～70歳以上まで働ける企業20.1%(1.1ポイント増)～

神奈川県労働局では、高年齢者を65歳まで雇用するための「高年齢者雇用確保措置」の実施状況などをまとめた、平成28年「高年齢者の雇用状況」(6月1日現在)の集計結果を公表します。

高年齢者が年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況の報告を求めています。

今回の集計結果は、この雇用状況を報告した従業員31人以上の企業6,986社の状況をまとめたものです。なお、この集計では、従業員31人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。

今後は、生涯現役で働くことのできる社会の実現に向けた更なる取組を行うとともに、雇用確保措置を実施していない企業に対して、神奈川県労働局、ハローワークによる計画的かつ重点的な個別指導を実施して行きます。

【集計結果の主なポイント】

1 定年制の廃止および65歳以上定年企業の状況

定年制の廃止及び65歳以上定年企業は計1,359社（対前年差51社増加）、割合は19.5%（同0.4ポイント増加）

このうち、①定年制の廃止企業は189社（同9社増加）、割合は2.7%（同0.1ポイント増加）、
②65歳以上定年企業は1,170社（同42社増加）、割合は16.7%（同0.2ポイント増加）

（12ページ表4及び表5）

【定年制の廃止企業】

- ・ 中小企業では、185社（同9社増加）、3.0%（0.1ポイント増加）
- ・ 大企業では4社（同変動なし）、0.5%（同変動なし）

【65歳以上定年企業】

企業別に見ると

- ・ 中小企業では1,103社（同35社増加）、17.8%（0.2ポイント増加）
- ・ 大企業では67社（同7社増加）、8.4%（同0.6%増加）

また、定年年齢別に見ると

- ・ 65歳定年企業は1,098社（同38社増加）、15.7%（同0.2ポイント増加）
- ・ 66歳以上定年企業は72社（同4社増加）、1.0%（同変動なし）

2 希望者全員66歳以上の継続雇用制度を導入している企業の状況

希望者全員が66歳以上まで働ける継続雇用制度を導入している企業は296社（同6社増加）、割合は4.2%（同変動なし）（13ページ表6）

- ・ 中小企業では279社（同4社増加）、4.5%（同変動なし）
- ・ 大企業では17社（同2社増加）、2.1%（同0.1ポイント増加）

3 70歳以上まで働ける企業の状況

70歳以上まで働ける企業は1,401社（同99社増加）、割合は20.1%（同1.1ポイント増加）
（13ページ表7）

- ・ 中小企業では1,285社（同85社増加）、20.8%（同1.1ポイント増加）
- 大企業では116社（同14社増加）、14.6%（同1.3ポイント増加）

詳細は、次ページ以下をご参照ください。

<集計対象>

○ 神奈川県で常時雇用する労働者が31人以上の企業6,986社

中小企業（31～300人規模）：6,189社

（うち31～50人規模：2,183社、51～300人規模：4,006社）

大企業（301人以上規模）：797社

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況

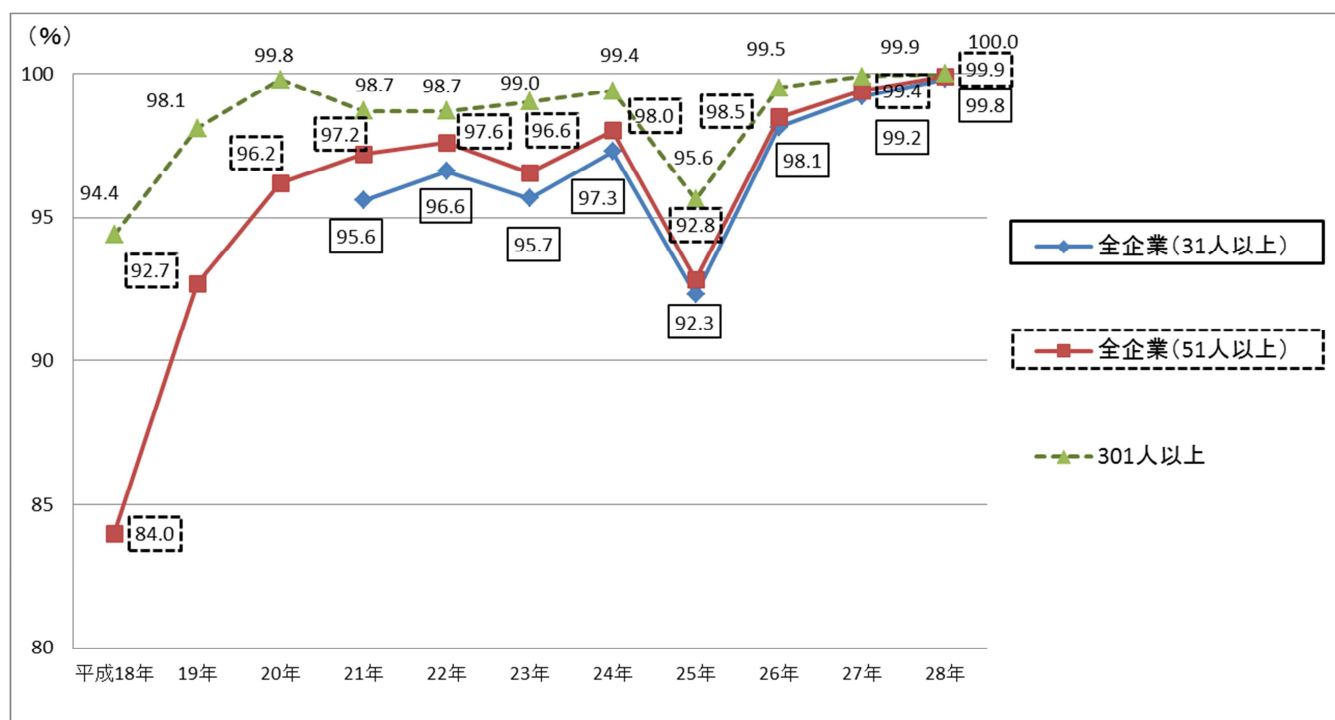
高年齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」という。）の実施済企業の割合は99.8%（6,973社）（対前年差0.5ポイント増加）、51人以上規模の企業で99.9%（4,799社）（同0.4ポイント増加）となっている。

雇用確保措置が未実施である企業の割合は0.2%（13社）（同0.5ポイント減少）、51人以上規模企業で0.1%（4社）（同0.4ポイント減少）となっている。（10ページ表1）

(2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では100.0%（797社）（同0.1ポイント増加）、中小企業では99.8%（6,176社）（同0.6ポイント増加）となっている。（10ページ表1）

〈参考グラフ〉



※平成25年4月に制度改正（継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止）があったため、平成24年と25年の数値は単純比較できない。

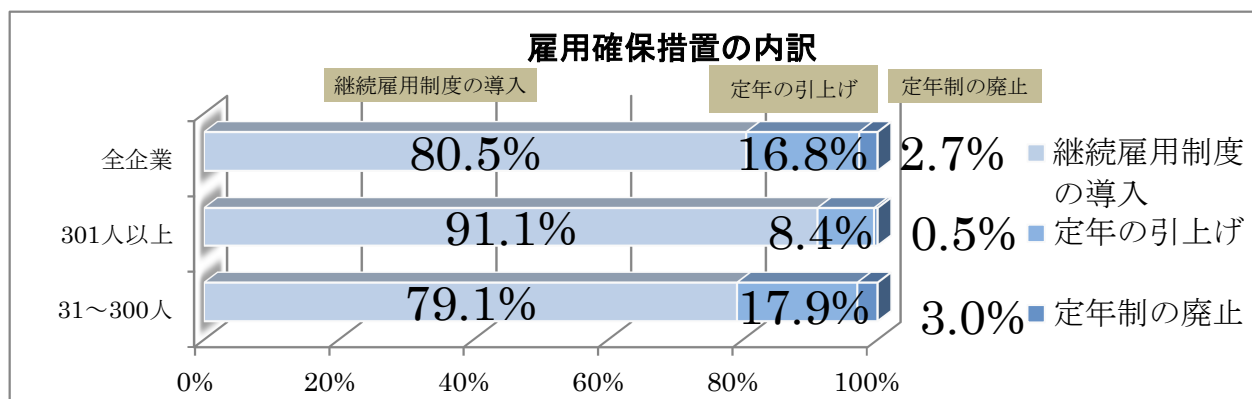
(3) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、

- ① 「定年制の廃止」により雇用確保措置を講じている企業は 2.7% (189 社) (同 0.1 ポイント増加)、
- ② 「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は 16.8% (1,170 社) (同 0.2 ポイント増加)、
- ③ 「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は 80.5% (5,614 社) (同 0.3 ポイント減少)

となっており、定年制度(①②)により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度(③)により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。(11ページ表3-1)

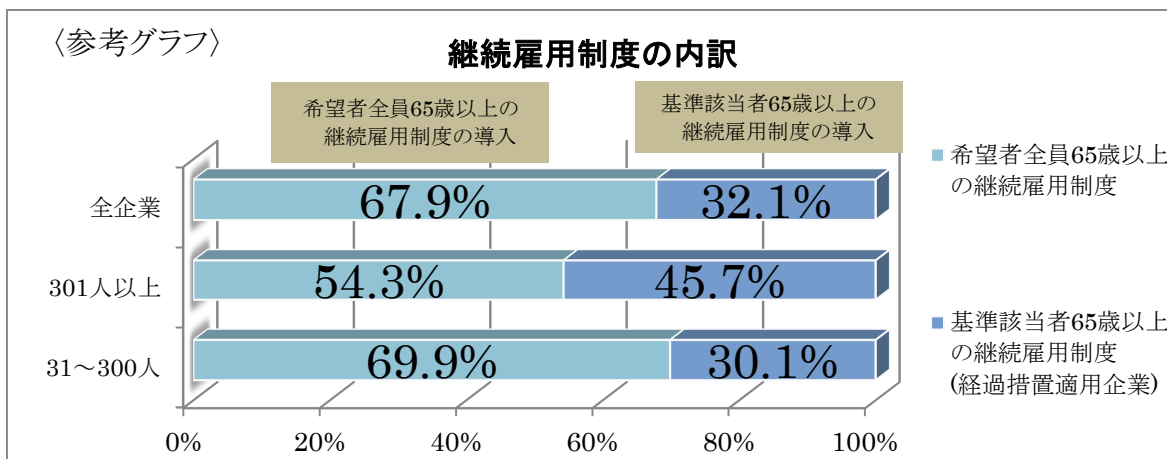
〈参考グラフ〉



(4) 継続雇用制度の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(5,614 社)のうち、

- ① 希望者全員を対象とする 65 歳以上の継続雇用制度を導入している企業は 67.9% (3,810 社) (同 1.1 ポイント増加)
- ② 高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業(経過措置適用企業)は 32.1% (1,804 社) (同 1.1 ポイント減少)となっている。(11ページ表3-2)



(5) 継続雇用先の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(5,614社)の継続雇用先について、自社のみである企業は92.6%(5,197社)(同0.5ポイント増加)、自社以外の継続雇用先(親会社・子会社、関連会社等)のある企業は7.4%(417社)(同0.5ポイント減少)となっている。(11ページ表3-3)

2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業等について

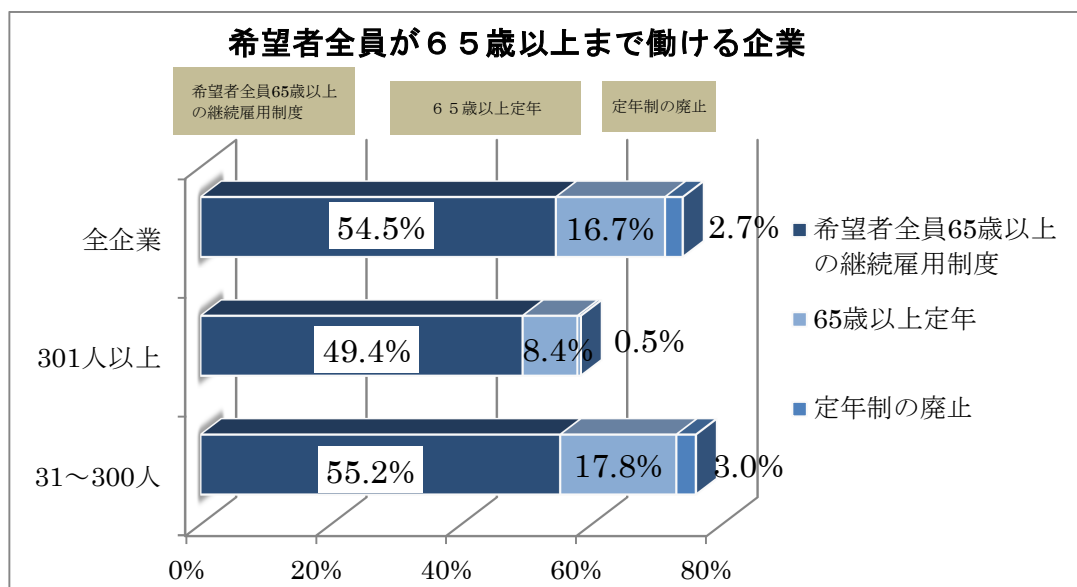
(1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

希望者全員が65歳以上まで働ける企業は5,169社(対前年差194社増加)、報告した全ての企業に占める割合は74.0%(同1.3ポイント増加)となっている。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では4,704社(同168社増加)、76.0%(同1.4ポイント増加)、
 - ② 大企業では465社(同26社増加)、58.3%(同1.1ポイント増加)、
- となっている。(12ページ表4)

〈参考グラフ〉



(2) 定年制の廃止および65歳以上定年企業の状況

- ① 定年制を廃止している企業は、189社(同9社増加)、報告した全ての企業に占める割合は2.7%(同0.1ポイント増加)となっている。

企業規模別に見ると、

- ア 中小企業では185社(同9社増加)、3.0%(同0.1ポイント増加)、
 - イ 大企業では4社(同変動なし)、0.5%(同変動なし)
- となっている。(12ページ表5)

② 65歳以上定年企業は、1,170社(同42社増加)、報告した全ての企業に占める割合は16.7%(同0.2ポイント増加)となっている。

企業規模別に見ると、

ア 中小企業では1,103社(同35社増加)、17.8%(同0.2ポイント増加)、

イ 大企業では67社(同7社増加)、8.4%(同0.6ポイント増加)

となっている。(12ページ表4および表5)

また、定年年齢別に見ると、

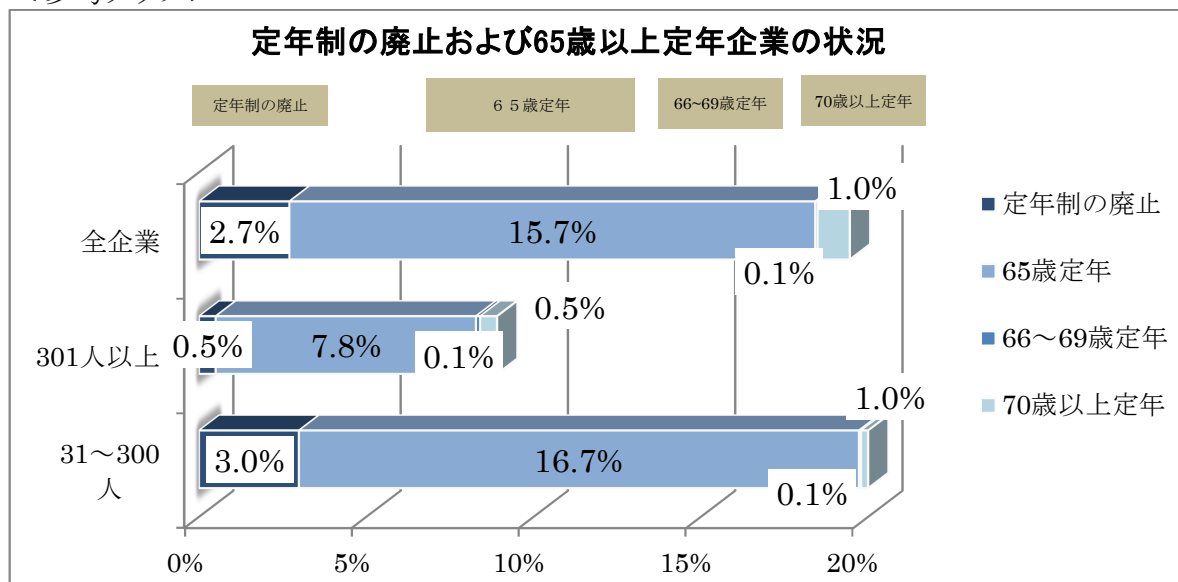
ア 65歳定年の企業は1,098社(同38社増加)、15.7%(同0.2ポイント増加)、

イ 66～69歳定年の企業は5社(同1社増加)、0.1%(同変動なし)、

ウ 70歳以上定年の企業は67社(同3社増加)、1.0%(同0.1ポイント増加)

となっている。(12ページ表5)

<参考グラフ>



(3) 希望者全員 66 歳以上の継続雇用制度を導入している企業の状況

希望者全員が 66 歳以上まで働ける継続雇用制度を導入している企業は、296 社（同 6 社増加）、報告した全ての企業に占める割合は 4.2%（同変動なし）となっている。

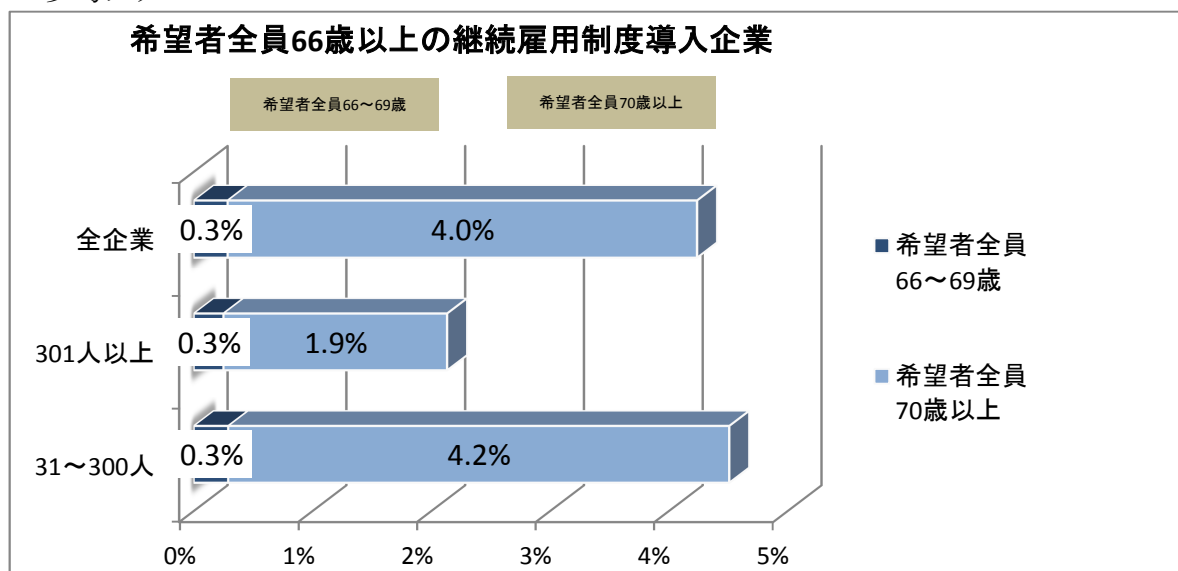
企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では 279 社（同 4 社増加）、4.5%（同変動なし）、
- ② 大企業では 17 社（同 2 社増加）、2.1%（同 0.1 ポイント増加）
となっている。（13 ページ表 6）

また、継続雇用の上限年齢別に見ると、

- ① 上限年齢 66～69 歳は 20 社（同 2 社減少）、0.3%（同変動なし）、
- ② 上限年齢 70 歳以上は 276 社（同 8 社増加）、4.0%（同 0.1 ポイント増加）
となっている。（13 ページ表 6）

<参考グラフ>



(4) 70 歳以上まで働ける企業の状況

70 歳以上まで働ける企業は、1,401 社（同 99 社増加）、報告した全ての企業に占める割合は 20.1%（同 1.1 ポイント増加）となっている。

企業規模別に見ると、

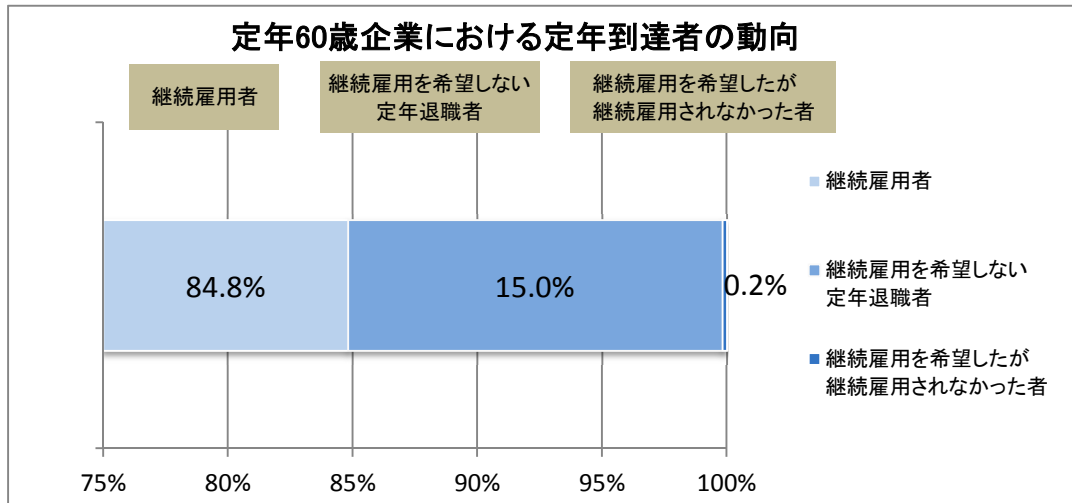
- ① 中小企業では 1,285 社（同 85 社増加）、20.8%（同 1.1 ポイント増加）、
- ② 大企業では 116 社（同 14 社増加）、14.6%（同 1.3 ポイント増加）
となっている。（13 ページ表 7）

3 定年到達者等の動向について

(1) 定年到達者の動向

過去1年間(平成27年6月1日から平成28年5月31日)の60歳定年企業における定年到達者(14,921人)のうち、継続雇用された者は12,654人(84.8%) (うち子会社・関連会社等での継続雇用者は594人)、継続雇用を希望しない定年退職者は2,238人(15.0%)、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は29人(0.2%)となっている。(15ページ表9-1)

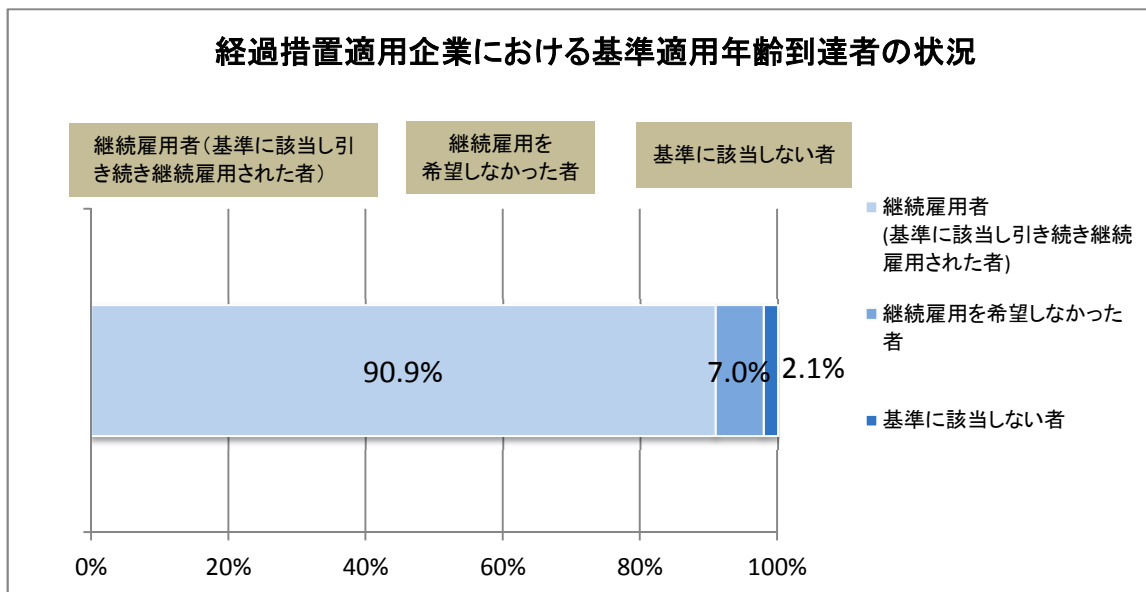
<参考グラフ>



(2) 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

平成27年6月1日から平成28年5月31日までの間に、経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、基準を適用できる年齢(平成27年6月1日～平成28年3月31日までは61歳、平成28年4月1日以降は62歳)に到達した者(4,667人)のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は4,243人(90.9%)、継続雇用の更新を希望しなかった者は325人(7.0%)、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は99人(2.1%)となっている。(15ページ表9-2)

<参考グラフ>



4 今後の取組

(1) 雇用確保措置の定着に向けた取組

雇用確保措置が未実施である企業(31人以上規模企業)が13社あることから、これら企業に対しては、神奈川県労働局、ハローワークを通じて、計画的かつ重点的な個別指導を強力に実施し、早期解消を図る。

(2) 生涯現役社会の実現に向けた取組

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の低下等を踏まえ、生涯現役社会の実現に向け、65歳までの雇用確保を基盤としつつ、高年齢者雇用安定法の義務を超え、年齢にかかわらず働き続けることが可能な企業の普及・啓発等に取り組む。